

Q&A ～インターンシップ受入事業主に対する助成～

1. 助成対象範囲について

Q. 札幌市の建設局以外の部局(都市局や水道局等)の受注実績はありますが、その場合は助成対象になりますか？

A. 対象になります。令和2年度の制度改正により受注実績は札幌市全部局に対象を拡大しています。

Q. インターンシップの受入期間は何日から助成の対象となるのでしょうか？

A. 令和7年度の制度改正により、1日3時間以上から助成の対象となります。

Q. インターンシップを受入れた人数が1人でも助成対象となるのでしょうか？

A. 1日3時間以上であれば、1人でも助成の対象になります。

Q. 複数の学校からインターンシップを受け入れる場合は、その都度申請すれば、複数回助成を受けることが出来るのでしょうか？

A. 学生等の受入は、一学校法人あたり一回限りとなりますので、複数の学校の受入をそれぞれ異なる日程で受け入れた場合は、複数回助成を受けることが可能です。ただし、同じ日程で、複数の学校を受入れた場合は、一学校法人のみの助成となります。詳しくは、下記例を参照してください。

例1: 9/1～3までの3日間をA学校から1名、B学校から1名を受け入れた場合は、10万円の助成となります。

例2: 9/1～5までの5日間をA学校から1名、9/2～3までの2日間をB学校から1名受け入れた場合は、同じ日程の受け入れとなり、10万円の助成となります。

例3: 9/1～3までの3日間をA学校から1名、9/8～9/10までの3日間をB学校から1名受け入れた場合は、10万円×2=20万円の助成となります。

例4: 9/1～3までの3日間をA学校から1名、9/2～4までの3日間をB学校から1名を受け入れた場合、異なる日程の受け入れとなり、10万円×2=20万円の助成となります。なお、申請書は学校法人ごとで提出してください。

Q. 異なる学科の生徒を受け入れた場合は、その都度申請すれば、複数回助成を受けることが出来るのでしょうか？

A. 同じ学校法人で学科が異なる場合は、同一学校法人のため1年度内で1回限りの助成となります。なお、学校法人が異なれば複数回助成が可能です。

2. 助成交付申請時の提出資料について

Q. 現場の見学先がその年度の工事で2か所ある場合は、交付申請時に添付する契約書は2枚いるのでしょうか？

A. 契約書は、札幌市発注工事の実績を確認するためのものですので、いずれか1枚を提出してください。

Q. 「インターンシップにかかる同意書」とはどのようなものですか？

A. 学校等と取り決めた内容が書面として確認できるものを指します。覚書、承諾書、確認書といったものでも提出可能です。

Q. 「傷害及び賠償責任保険等の写し」ありますが、学校側で保険に加入する場合にも写しが必要なのでしょうか？

A. 「インターンシップにかかる同意書」において、学校側で保険に加入することが明示されている場合は提出不要です。

Q. インターンシップの実施終了後でも、交付申請は可能なのでしょうか？

A. 交付申請は可能です。ただし、予算額に達した段階で当年度の助成は終了となりますので、ご注意ください。

3. 結果報告時の提出資料について

Q. 「インターンシップ報告書」の申請者番号欄には何を記載すればよいのですか？

A. 交付決定通知書の「3 申請者番号」の番号を記載してください。

Q. 「インターンシップ報告書」にはどのような報告書類を添付する必要があるのでしょうか？

A. 講義形式の場合はテキストと実施状況のわかる写真。実習形式の場合は、実施状況のわかる写真(日付入り)と成果品(日誌やレポート等)。現場見学の場合は実施状況のわかる写真等を添付してください。

Q. インターンシップ報告書に添付する写真の枚数の目安はありますか？

A. 書類の簡素化の観点から、実習内容が分かる最低限の枚数としてください。

Q. インターンシップ報告書(研修生用)の提出は必須でしょうか？

A. 必ず提出してください。ただし、これに準じるものが別にあれば、それを提出することも可能です。

【その他について】

Q. 助成金交付要綱第 3 条(2)に「労働基準法の規定を準用すること」とありますが、労働報酬に関しても準用する必要があるのでしょうか？

A. 「労働基準法の規定を準用すること」とは、労働時間や休憩、休日のことを指しています。インターンシップはあくまでも職業体験の一環ですので、賃金を支払わなければならないということではありません。ただし、交通費や日当等を支払うことを妨げるものではありません。